

世帯算定集合住宅、各戸徴収集合住宅の申請について（Q & A）

- Q1 集合住宅とは、アパート、マンション、メゾネット、テラスハウスなどのどのタイプを示すのですか。
- A1 建築確認の共同住宅、長屋で、呼称に関わらず広く専用住居を2戸以上備える建築物のことです。
- Q2 完成前に申請したいのですが、入居予定が明らかにならないと申請できないのですか。
- A2 新築する場合、建築確認済証または受理証明等と、賃貸契約書の上下水道料金の支払いについて記載されている内容を確認させていただき、手続きを進めます。
- Q3 事務所や店舗にはメーターが設置されていないのですが、新たにつけなければなりませんか。
- A3 この制度は集合住宅に居住する人と戸建て住宅に居住する人の負担の差を解消することを目的としていますので、事務所、店舗等はメーターを新たに設置願います。検針・料金徴収は市の上下水道局が行います。
- Q4 各戸徴収集合住宅の専用住居のメーター一個数が全ての水道メーターの2分の1以上という制約がありますが、なぜですか？
- A4 専用住居のメーター一個数が全ての水道メーターの2分の1未満の場合、集合住宅の主たる目的が商用施設と認められるため、現状の制度では対象としていません。
- Q5 各戸メーターの設置について「管理者の審査」とはどのような基準ですか。
- A5 給水装置の基準を満たすことはもちろんですが、具体的には①専用住居のパイプシャフト内に水道メーターが水平に取り付けられ、②検針、交換に支障がなく、③メーター上流側に逆流防止機能付き止水栓が設置されている等の基準があります。
- Q6 受水槽の下流に増圧ポンプを設置し直送する場合は対象となりますか。
- A6 水道課で審査し、問題がなければ対象になります。
- Q7 全世帯から各戸徴収への同意が必要なのはなぜですか。
- A7 この制度は、集合住宅への上下水道料金の徴収にあたり特例を設けるものですので、各戸ごとに異なる種別の契約はできません。また、料金の請求者がオーナーから大仙市上下水道局に替わるため、全世帯の同意が必要です。
新築の場合は、賃貸契約書に上下水道料金の徴収方法を明記していただくことで同意が得られているものとみなします。

Q8 各戸徴収集合住宅に切り替えた後に入居した人の同意書は必要ですか。

A8 切替後は、入居者から使用の開始、中止の届出をいただくので、改めて同意書の提出は不要です。賃貸契約の際に上下水道料金の徴収方法について周知いただくことと、賃貸契約書の改定などが必要になると想定しています。

Q9 事前相談はどのくらい前に行えばよいですか。

A9 切り替える日から逆算し工事がどの程度かかるかによりますが、既存の集合住宅にメーターを設置する場合は概ね1か月以上前、新築の場合は建築確認申請時、または給水設備申請の2週間以上前を目途にお願いします。

Q10 集中検針設備がありますが市では管理できないのですか。

A10 集中検針設備は設備そのものが高額であり、万が一故障した場合の管理は市上下水道局では取扱いできませんので、オーナーに集中検針設備の管理をお願いしております。

Q11 メーターを寄附するときの手続きを教えてください。

A11 上下水道局に寄附採納の様式がありますのでお問い合わせください。また、添付資料として各居室ごとのメーター番号の一覧とメーターの写真を提出願います。

Q12 定例日とはいつですか。

A12 検針日は毎月1～20日の間で地区ごとに決まっていますので、事前相談、申請の際にご確認願います。

Q13 みなし口径の水栓数と口径の関係を教えてください。

A13 1戸の水栓数が1～3個=13mm、4～10個=20mm、11～20個=25mmを基準としています。

Q14 地下水を使用した貯水槽水道は対象になりますか。

A14 水道料金は対象外ですが、下水道や農業集落排水を利用している場合は下水道使用料のみ対象になります。

公営水道を使用し、かつ合併処理浄化槽を使用している場合は、水道料金のみ対象となります。

Q15 いつの検針分から切り替わりますか。

A15 管理者が適用を認定した日より開始あるいは廃止となります。